

令和7年度前期分

大学院及び特別支援教育特別専攻科生に関する 授業料免除及び徴収猶予（一般選考）申請要項

※授業料徴収猶予申請のみをご希望の方は、「授業料免除及び徴収猶予に関する問い合わせ先」に記載の学生支援課奨学厚生係のメールアドレスまで早めにご連絡ください。

目次

1. はじめに	P1
2. 授業料免除及び徴収猶予の申請資格	
(1) 授業料免除申請の対象者	P2
(2) 授業料徴収猶予申請の対象者	P2
(3) 学業優秀の基準	P3
(4) 経済的理由の家計基準	P4
3. 申請方法・申請期間	P5
4. 提出書類	
(1) 全員共通の注意点等	P6
(2) 私費外国人留学生以外の提出書類	P8
(3) 私費外国人留学生の提出書類	P9
(4) 提出書類の詳細	P10
(5) 家庭状況調書の書き方	P12
(6) 課税（所得）証明書・源泉徴収票・確定申告書・年金通知書の証明書類（例）	P16
5. 書類提出から申請結果通知までの注意点	P20
6. 結果通知時期と授業料納入時期	P20

※授業料免除は本人からの申請に基づき選考されます。受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

授業料免除及び徴収猶予に関する問い合わせ先

申請者本人（学生）がメールで問い合わせを行うこと。メールで不明点についてお問い合わせいただく際は、件名を「学籍番号_氏名_授業料免除/徴収猶予について」とし、家庭状況調書とチェックリストを添付して問い合わせを行うこと。また、必ず本要項を確認の上、問い合わせを行うこと。

申請書類の不明点等については、原則、提出締切である3月24日（月）の1週間前である【3月17日（月）まで】といたします。必ず余裕をもって申請準備を行ってください。

☆メール送付先

学生支援課奨学厚生係

（取扱時間 平日9時～12時、13時～17時）

Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

◆受付期間に本人が留学中等の理由で指定の提出方法により申請ができない場合は、事前にご相談ください。

※規程改正等によるこの冊子の内容の変更内容は学内掲示やポータルサイトでお知らせします。

1. はじめに

本要項は、経済的理由などにより授業料を納入することが困難な学生に対して、授業料を全額または半額免除及び徴収猶予（納付期限延長（前期分7月まで））する制度について記載しています。

授業料免除結果が半額免除となった場合は、その決定があった後、速やかに所定の授業料を納付しなければなりません。速やかに納付することが困難な場合は、授業料免除申請と同時に徴収猶予を申請してください。

ただし、授業料免除結果が不許可となった場合は、徴収猶予もあわせて不許可となりますので、授業料納付の準備を行っておいてください。

• 授業料免除の申請及び選考について

授業料免除は、本人の申請に基づき、前期・後期分ごとに選考します。

（前期分授業料免除の申請及び結果は、後期分授業料の免除等の申請・結果に反映しません。）

• 選考とその結果について

前期分授業料免除を申請した後、選考の上、納付すべき授業料の全額又は半額が免除されます。

授業料免除実施額には免除実施可能額があり、その範囲内での選考となります。

そのため、適格者全員が必ず免除許可となるわけではありません。

• 個人情報の取り扱いについて

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報については授業料免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、授業料免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について、了承したものとみなします。

また、学力評価については大学での成績を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】

授業料免除等申請では、申請時にすべての書類を提出することが原則です。しかし、やむをえない事情により一部の書類を提出できない場合は、再提出期限を定め、その期限までの提出を認めて、再提出された書類を考慮に入れて選考を行っています。

この再提出期限を守らず、大幅に遅れて提出する申請者がいるため、再提出期限を厳格化することとなりました。このことにより、無断で再提出期限を守らない者については、下記のとおり取り扱います。

記

1. 再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。
2. 再提出期限以降の書類の提出がないことに関して、担当部署から督促・連絡は行いません。

※再提出期限までに提出できない相当の理由がある場合は、再提出期限前に担当部署に連絡・相談してください。

※「授業料免除等申請書類チェックリスト」で提出書類を確認し、不備書類のないように提出してください。

(参考)

・後期分授業料免除及び徴収猶予の簡易申請について

後期分授業料免除申請において、学生の申請手続きの負担軽減及び手続きの効率化推進のため、当該年度の前期分授業料免除を申請した方を対象に、後期分授業料免除の簡易申請を実施します。この簡易申請では、前期分授業料免除申請の際に提出した申請書や証明書類の提出を一部省略することができます。

令和7年度後期分授業料免除申請の手続きは、令和7年度前期分授業料免除申請をするか否かで手続き内容が異なります。

後期分授業料免除の申請について、前期分申請時点から後期分申請時点の間、家計状況・家族状況等に全く変更がない場合は、前期分授業料免除申請の際に提出した申請書や証明書類の提出を省略できるので、手続きの負担が軽減されます。もし、前期と後期で申請内容が変化した場合は後期分で新規申請をすれば問題ありません。また、申請取り下げも可能です。

また、後期分授業料免除の簡易申請をする場合、前期分申請時と後期分申請時に家庭事情等に変更がない場合でも、前期分と後期分のそれぞれの決定された免除結果が同じになるとは限りません。

詳しくは後期分の免除申請の際に説明します。

2. 授業料免除及び徴収猶予の申請資格

(1) 授業料免除申請の対象者

申請理由のいずれかに該当する者が本申請の対象です。ただし、次の①～③に該当する場合は、**審査対象外**となります。

① 令和7年度前期分の授業料をすでに納付している者

② 在籍期間が修業年限を超えている者

(休学など特別な事由があると認められる者(※)を除く。)

※修業年限内に、本学留学規程に基づき本学が留学を認めた者(短期派遣留学生)は、修業年限を超えた場合でも、修業年限を超えた直後の1年間(前・後期分)以内に限り免除対象者となります。

③ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

<申請理由>

(1) 経済的理由	経済的理由によって授業料の納付が困難であり(P.4「(4) 経済的理由の家計基準」参照)、かつ、学業優秀と認められる者(P.3「(3) 学業優秀の基準」参照)
(2) 学資負担者死亡	令和6年10月から令和7年3月末までの間に本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、授業料の納付が著しく困難であると認められる者(P.4「(4) 経済的理由の家計基準」参照) ※死亡診断書等の死亡日のわかる書類のある方(詳細はP.10参照)
(3) 風水害等	令和6年10月から令和7年3月末までの間に本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者(P.4「(4) 経済的理由の家計基準」参照) ※り災証明書のある方(詳細はP.10参照)

(2) 授業料徴収猶予申請の対象者

申請理由のいずれかに該当する者が本申請の対象です。ただし、次の①～③に該当する場合は、**審査対象外**となります。

- ① 令和7年度前期分の授業料をすでに納付している者
- ② 在籍期間が修業年限を超えている者
(休学など特別な事由があると認められる者(※)を除く。)
※修業年限内に、本学留学規程に基づき本学が留学を認めた者(短期派遣留学生)は、修業年限を超えた場合でも、修業年限を超えた直後の1年間(前・後期分)以内に限り免除対象者となります。
- ③ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

<申請理由>

(1) 経済的理由	経済的理由によって授業料の納付が困難であり(P.4「(4) 経済的理由の家計基準」参照)、かつ、学業優秀と認められる者(P.3「(3) 学業優秀の基準」参照)
(2) 風水害等	本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者(P.4「(4) 経済的理由の家計基準」参照) ※り災証明書のある方(詳細はP.10参照)
(3) 授業後払い制度 ※大学院(修士課程又は教職大学院のみ)	日本学生支援機構が実施する「大学院修士段階における授業料後払い制度」の適用が認められた者 ※これから申請する方も含む

(3) 学業優秀の基準

「学業優秀」は次の基準によります。

学力評価基準を下回る場合は、家計が免除基準を満たす場合でも免除の対象となりません。令和7年3月末までの修得単位数及び学力評価点が基準以上の者を適格者とします。

【令和7年前期における基準 () は長期履修】

	回 生	修得単位数			学力 評価点
		昼間	教育学研究科	連合教職大学院	
専攻科		— ※修得単位数を選考 基準としない	/		21.0
修士課程 及び 専門職学位課程	1回生	— ※修得単位数を選考 基準としない	— ※修得単位数を選考 基準としない	— ※修得単位数を選考 基準としない	
	2回生		15 (10)	23 (15)	
	3回生		22 (20)	35 (31)	
博士課程	1回生	— ※入学試験の合格をもって学力基準の適格者とみなす。			
	2回生 以上	— ※学期ごとに、指導教員が成績、研究能力及び研究成果により、特に学業成績が 優秀であると認定した者を学力基準と適格者とみなす。			

※ 長期履修生ではない大学院3年次生は、修業年限内に本学留学規程に基づき本学が留学を認めた者(短期派遣留学生)のみを対象とする

◆学力評価点の算定方法

前年度後期（令和7年3月末）までの成績を基に、次の算式により得た数値（小数点第2位を四捨五入）

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}} \times 10$$

学力評価点が20.95点以上 → 適格、 学力評価点が20.95点未満 → 不適格 となります。

※なお、開講授業科目のうち、通年科目が1/3を超える専攻のみ、上記の学力評価基準を満たすことがない場合は、学生支援課奨学厚生係へ相談してください。

（4）経済的理由の家計基準

授業料免除及び徴収猶予を受けることのできる「世帯の年間収入総額」の目安は、所得の種類・世帯の構成・通学形態等を考慮するので一概には言えませんが、おおむね次表の金額程度になります。

ただし、財源や経済的困窮者の増減など様々な要素が関係するため、次表に記載された金額は固定されているわけではなく、結果的に変動することがあります。

◎以下の金額は、半額免除及び徴収猶予を受けるための金額の目安となっています。

※大学院生・専攻科生【障害者・長期療養者等の特別控除がない場合】

世帯人数	通学形態（本人）	給与収入（千円）	給与収入以外（千円）
1人 （独立生計者）	自宅	3810	2050
2人 （父子・母子世帯）	自宅	6700	4120
	自宅外	7170	4590
3人 （両親・本人）	自宅	5986	3570
	自宅外	6620	4040
4人 （両親・本人・公立高校生）	自宅	6730	4150
	自宅外	7200	4620

◎給与収入の金額は、「源泉徴収票」の支払金額になります。

◎給与収入以外の金額は、収入金額等から必要経費を引いた所得金額になります。

3. 申請方法・申請期間

☆受付日を過ぎてからの申請は、いかなる理由があっても認めませんので、注意してください。

☆窓口での申請書類の確認及び問い合わせ対応は行いませんので、事前に表紙に記載の方法で不明点についてはご確認ください。

申請方法	郵送	大学内受付ポスト
提出先	〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 大阪教育大学学生支援課奨学厚生係 ※朱書きで「令和7年度前期授業料免除 申請書類 在中」と記載し、追跡可能な 郵送方法（特定記録・レターパック等） で送ること。	封筒にいれてこの箱↓に投函  <設置場所> 柏原キャンパス：事務局棟（N棟）3階 学生支援課カウンター 天王寺キャンパス：中央館1階事務室カウンター
申請期間	令和7年3月24日（月）必着 ※消印無効	令和7年3月17日（月）～令和7年3月24日（月） ※土日祝除く ※柏原キャンパス 8：30～17：15 天王寺キャンパス 10：15～21：30 ※この期間外はいかなる理由があっても受け付けません。この期間での提出が難しい場合は、郵送してください。
受領確認	自身で追跡可能な番号を控えておくこと。 ※メールでの受付のご連絡はいたしません	申請を受け取った日の翌営業日までに受理のメールを大教Gmailにお送りしますので、そちらをご確認ください。

収入に関する書類などが間に合わない場合は、「4 提出書類」の内、

◇令和7年度前期分授業料免除願（様式1-1）

又は令和7年度前期分授業料徴収猶予願（様式1-2）

◇家庭状況調書（私費外国人留学生以外用）（様式2-1）

又は家庭状況調書（私費外国人留学生用）（様式2-2）

◇チェックリスト

◇上記以外で提出できる書類

を提出してください。（期日を指定して補正を行っていただきます。）

不明点がある場合は、期日に余裕をもって表紙にある問い合わせ先にご相談ください。

4. 提出書類

(1) 全員共通の注意点等 ※必ず確認すること

○申請における世帯構成の考え方

世帯構成員として 含まれる者は、以下の通りです。

※私費外国人留学生以外は、独立生計（世帯構成が申請者本人のみでの申請）は原則認めませんが、両親ともに死去している、婚姻しており父母とは別世帯となっている等の理由による場合は独立生計を認めます。

父母と不仲のため援助を受けられないなどの理由では独立生計とはみなすことはできません。独立生計の要件は、下記をご確認ください。

※私費外国人留学生は、原則独立生計として取り扱いますが、以下の表で◎や○（本人以外）のついた家族が日本にいる場合は、独立生計とみなしませんので、ご注意ください。

○：世帯に含まれる ◎：家計支持者 △：原則世帯に含まれないが場合により含まれる ×：含まれない

	申請者 本人	父母	配偶者 ※1	子	兄弟姉妹 (家計支持者※2に 扶養されている者)	兄弟姉妹※3 (家計支持者被扶養 されていない者)	祖父母・叔父叔母※3 (同居別居、扶養関係 にかかわらず)
一般	○	◎	×	×	○	△	△
独立生計者	◎	×	◎	○	×	×	×

※1 配偶者（事実婚含む）及びそれに準ずる者を別生計にすることはできません。

※2 家計支持者とは家計を支える者のことです。原則、父母。

※3 その者が家計支持者である場合は世帯人数に含む。

（例：兄弟姉妹が父母等に仕送りをしている、兄弟姉妹・祖父母・叔父叔母が家計を支えている等）

※独立生計者とは、父母等からの経済的支援を受けておらず、原則1年間生活できるだけの恒常的な収入が本人・配偶者（どちらか一方又は両方）にあり、その収入によって生計を成立させている者をいいます。この点で疑義が生じる場合は、確認を行い、独立生計者として認めないこともあります。

<独立生計要件>

以下①～⑤のいずれかに該当する者は独立生計者とし、家計基準については、申請者本人（及び配偶者）の収入により判定いたします。

- ① 両親ともに死別している者
- ② 結婚（事実婚等含む）しており、両親（配偶者の両親も含む）より経済的な援助を受けていない者
- ③ 日本学術振興会特別研究員に採用されている者
- ④ 以下（1）～（3）の全てに該当する者
 - (1) 本人（及び配偶者）の父母等と別居している
 - (2) A～Cのいずれかに該当するもの
 - A…父母等から経済的な援助なく、本人（配偶者等含む）に年間103万円を超える収入（給与収入または事業等の所得）があり、その収入について、所得申告がなされ、所得証明が発行される者
 - B…父母等から経済的な援助なく、本人（配偶者等含む）に令和7年給与収入（給付奨学金（年額）、アルバイト等の所得）が103万円を超える見込みの者
 - C…本人が本学への入学のために退職（休職等）し無収入となった者で就労時の預貯金により生活を行っており、その預金残高が103万円を超えている者
 - (3) 所得税法上及び健康保険上、父母等（配偶者を除く）の扶養親族でない

○やむを得ない事情により提出期限までに書類を揃えることができない場合

提出日以降でなければ取得できない書類がある場合、書類が揃っていない状態でも申請を受け付けます。以下の書類を「3. 申請方法・申請期間について」記載の期日までに提出してください。以下がない場合は、受付ません。

- ◇令和7年度前期分授業料免除願（様式1-1）
又は令和7年度前期分授業料徴収猶予願（様式1-2）
- ◇家庭状況調書（私費外国人留学生以外用）（様式2-1）
又は家庭状況調書（私費外国人留学生用）（様式2-2）
- ◇チェックリスト
- ◇上記以外で提出できる書類

期日を指定して不足書類を後日、提出していただきます。その期日に遅れた場合は、審査対象外とします。

○授業料免除と徴収猶予の両方に申請する場合

「令和7年度 前期分授業料免除願」（様式1-1）の『徴収猶予を希望します』を○で囲んでください。○がない場合は、徴収猶予の希望はないものとして扱います。

なお、授業料免除の結果がでるまでは、授業料の徴収は行いません。

(3) 私費外国人留学生以外の者の提出書類

	大学院生及び特別支援専攻科生の提出書類 ○：必須書類 △：該当者のみ提出	授業料免除のみの申請又は 授業料免除・徴収猶予両方 申請する方	授業料徴収猶予のみに申請 する方
1	チェックリスト	○	ご希望の方は、早めに 学生支援課奨学厚生係 メールアドレスに ご連絡ください。
2	令和7年度前期免除申請書（様式1-1）	○	
3	令和7年度前期徴収猶予申請書（様式1-2）	×	
4	家庭状況調書（様式2-1） ※記載方法の詳細はP12参照	○	
5	世帯構成員全員の令和6年度（令和5年分）課税・非 課税証明書 ※必要書類の詳細はP10①参照 ※高校生以下は除く	○	
6	申請理由により必要な証明書 ※必要書類の詳細はP10②参照	△	
7	申請者本人が該当する場合に提出する証明書類 ※必要書類の詳細はP10③参照	△	
8	所得等に関する証明書類（該当者全員分） ※必要書類の詳細はP11④参照	△	
9	所得控除（特別控除）に関する証明書類 （該当者全員分） ※必要書類の詳細はP11④参照	△	

該当者となるかは、本要項P10及びP11「(5) 提出書類の詳細」とチェックリストを用いて必ず確認を
すること。

チェックリスト及び本学指定の申請様式については、大阪教育大学 HP からダウンロードしてください。
 (大阪教育大学 HP トップページ) > 学生生活・就職>学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等
 >大阪教育大学授業料免除及び徴収猶予（一般選考）

(4) 私費外国人留学生の提出書類

	大学院生（私費外国人留学生）の 提出書類 ○：必須書類 △：該当者のみ提出	授業料免除のみ又は免除と徴収猶 予両方申請する方		徴収猶予のみ申請する方	
		日本在住の家族 （両親、兄弟姉 妹、配偶者、子） がいない	日本在住の家族 （両親、兄弟姉 妹、配偶者、子） がいる	日本在住の家族 （両親、兄弟姉 妹、配偶者、子） がいない	日本在住の家 族（両親、兄 弟姉妹、配偶 者、子）がいる
1	チェックリスト	○	○	ご希望の方は、早めに 学生支援課奨学厚生係 メールアドレスに ご連絡ください。	
2	令和7年度前期免除申請書（様式1-1）	○	○		
3	令和7年度前期徴収猶予申請書（様式1-2）	×	×		
4	家庭状況調書（様式2-2） ※記載方法の詳細はP10参照	○	○		
5	令和6年度（令和5年分）課税・非課税証明書（申請者分） ※必要書類の詳細はP10①参照	○	○		
6	令和6年度（令和5年分）課税・非課税証明書（日本にいる家族分） ※必要書類の詳細はP10①参照	×	○		
7	住民票 （「世帯全員の住民票」として証明されたもので、発行日が3ヶ月以内のもの。続柄が省略されていないもの。）	×	○		
8	申請理由により必要な証明書 ※必要書類の詳細はP10②参照	△	△		
9	申請者本人が該当する場合に提出する証明書類 ※必要書類の詳細はP10③参照	△	△		
10	所得等に関する証明書類（本人分） ※必要書類の詳細はP11④参照	△	△		
11	所得等に関する証明書類（日本にいる家族分） ※必要書類の詳細はP11④参照	×	△		
12	所得控除（特別控除）に関する証明書類（本人分） ※必要書類の詳細はP11④参照	△	△		
13	所得控除（特別控除）に関する証明書類（日本にいる家族分） ※必要書類の詳細はP11④参照	×	△		

該当者となるかは、本要項P10及びP11「(5) 提出書類の詳細」とチェックリストを用いて必ず確認をすること。

チェックリスト及び本学指定の申請様式については、大阪教育大学HPからダウンロードしてください。
 (大阪教育大学HP トップページ) > 学生生活・就職>学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等
 >大阪教育大学授業料免除及び徴収猶予（一般選考）

(5) 提出書類についての詳細

※必要に応じて、下記の書類以外の証明書類の提出を求める場合があります。

※必要な申請書類が重複する場合は、複数部準備する必要はありません。一部のみご準備ください。

※証明書は以下の表に記載のあるものを準備してください。証明書がどんなものかわからない場合は、P16～19「(7) 課税(所得)証明書・源泉徴収票・確定申告書・年金通知書の証明書類(例)」をご確認いただくか、表に記載のある各発行所に問い合わせてください。

① 申請者全員が提出する書類

項 目	区 分	証 明 書 類	発 行 所
		授業料免除・徴収猶予申請書類チェックリスト	
		令和7年度前期分授業料免除願(様式1-1)又は徴収猶予願(様式1-2)	
		家庭状況調書(私費外国人留学生以外用)(様式2-1) 又は家庭状況調書(私費外国人留学生用)(様式2-2)	
	世帯構成員全員分(高校生以下の者を除く) ※申請者本人のものを含む	令和6年度(令和5年分)課税(所得)証明書もしくは非課税証明書 【証明内容】 ・所得金額・配偶者控除・扶養人数・住民税(所得割・均等割)の課税非課税等が明記されていること。 ・所得証明書のみ、課税証明書のみは不可。 ・マイナンバーの記載はないこと。万一、マイナンバーの記載がある場合は、マイナンバーの記載がないものを再度取り寄せてください。 ・収入の有無に関わらず、申請者を含む家族全員分(収入のない高校生以下は除く)を提出してください。非課税の方、無職の方も必ず提出してください。	市区町村

② 授業料免除・徴収猶予の申請資格に関する証明書類

項 目	区 分	証 明 書 類	発 行 所
授業料免除の申請理由	学資負担者の死亡を理由とした申請の場合	・死亡診断書の写	医師・病院
	本人若しくは学資負担者が風水害等に被災したことを理由とした申請の場合	・り災証明書、盗難届証明書等	消防署・市区町村役場・警察署・保険会社
授業料徴収猶予の申請理由	本人若しくは学資負担者が風水害等に被災したことを理由とした申請の場合	・り災証明書、盗難届証明書等	消防署・市区町村役場・警察署・保険会社
	授業料後払い制度を理由とした申請の場合	・大学に在学時に日本学生支援機構の給付奨学金を受給していたことがわかる書類(奨学生証や奨学金給付証明書)	本人

③ 申請者本人が該当する場合に提出する書類

項 目	区 分	証 明 書 類	発 行 所
前年度の奨学金受給状況の証明	令和6年度中に大学等に在籍していた大学院・専攻科の新入生で給付型奨学金を受給していた者	・奨学金受給状況証明書(様式3)	出身大学等
	令和6年度中に大学を経由せず、直接、給付型奨学金を受給していた者	・奨学金の受給期間、受給額が確認できる書類の写	奨学金の受給先
独立生計に関する証明	両親ともに死別している者	・不要(家庭状況調書の記載で確認)	
	結婚(事実婚等)しており、両親(配偶者の両親も含む)より経済的な援助を受けていない者		
	日本学術振興会特別研究員に採用されている者	・日本学術振興会特別研究員に採用されていることがわかる書類	日本学術振興会
	上記以外	・住民票(世帯全員分) ・本人筆頭の健康保険証(写) ・以下①～③のいずれか ①令和6年源泉徴収票、確定申告書(令和6年分 第一表・第二表)の写等の年間103万円を超える収入があることがわかる書類 ②令和7年の年収(見込)証明書(様式4)(1月1日～12月31日) ③預金残高がわかる書類(入学のために定職を退職等し、無収入の方のみ)	市区町村 勤務先等

④ 申請者含め世帯構成員が該当する場合に提出する書類

項目	区分	証明書類	発行所
所得に 関する 証明	給与所得のある者 ※昨年（令和6年1月1日）と勤務先が同じ場合	・源泉徴収票（令和6年分）の写 （ない場合は、年収入（見込）証明書（令和6年1月～12月の1年間））	勤務先
	給与所得のある者 ※昨年途中又は今年（令和6年1月2日以降）、あらだに就職・転職した場合	・年収入（見込）証明書（様式4）（採用時～1年間分）	勤務先
	休職中の者	・休職が確認できる書類	勤務先
	傷病手当金を受給している者	・傷病手当金通知書の写し ※支給額が確認できる書類	全国健康保険協会・共済組合等
	失業し、雇用保険基本手当（失業給付）を受給中の者	・雇用保険受給資格者証（表裏両面）の写	職業安定所（ハローワーク）
	年金（恩給）受給者（※遺族年金を含む）	・最新の年金（恩給）改定通知書・支払通知書の写（所得証明書や確定申告書等に記載のないものも含む）	都道府県保険課・日本年金機構・保険会社等
	生活保護受給世帯	・生活保護決定（変更）通知書の写 ※保護受給額が記載されているものであること ※申請前1年間以内の受給額変更があった場合は、該月分の通知書の写も提出すること。	市区町村
	児童扶養手当・特別児童扶養手当 受給世帯 児童手当 受給世帯	・児童扶養手当証書等（受給金額が確認できるもの）の写 ・児童手当支払通知書等（受給金額が確認できるもの）の写	市区町村
証明	商・工・林・水産業所得	・確定申告書（令和6年分 第一表・第二表）の写 分離課税の申告がある場合は、第三表も提出すること。	税務署
	農業所得	※税務署又は役所の受理印のあるものを提出すること。インターネットにより、電子申告を行った場合は、受付日時が記載されている「受信通知」を提出すること。 ※受理印がない場合は、申告額のわかる「納税証明書（その2）」を添付すること。	
	その他の職業・雑所得	・確定申告書（令和6年分 第一表・第二表）の写 ・譲渡した日がわかる書類	
	臨時所得	退職金の支給がある者 ※令和6年10月～令和7年3月に退職金を受け取った場合 ・退職（予定）に係る申立書（様式5） ・退職（予定）証明書（退職が確認できる書類）の写 ・退職金の支給額が確認できる書類の写	勤務先
特別 控除に 関する 証明	障がい者のいる世帯	・障がい者手帳等の写	市区町村
	長期療養者のいる世帯	・申請時の医師等の証明書（診断書） ・長期療養者にかかる経費の申立書（様式6） ・経費の領収書（最近6か月分）の写（月毎に順番にまとめてください） ・健康保険等によって医療給付を受ける金額、損害賠償等によって補てんされる金額が確認できる書類の写	医師・病院等 医師・病院・看護人等・薬局等 保険会社等
	主たる家計支持者の別居している世帯	・別居により必要とする経費の申立書（様式7） ・別居世帯の家賃・光熱水料の領収書（最近3か月分）の写	学生（申請者）
	火災・風水害・盗難等の被災世帯	・火災証明書、盗難届証明書等 ・被害により将来長期的にわたって増えた支出増又は収入減になると認められる金額がわかる書類 ・損害保険金・損害保険金等支払証明書の写	消防署・市区町村役場・警察署・保険会社
	退職者	令和6年1月2日以降に退職し、令和7年4月現在再就職していない者 ※アルバイトやパートタイマーなどの非常勤職は不要 ・退職（予定）に係る申立書（様式5） ・退職（予定）証明書（退職が確認できる書類）の写	勤務先
	就学者のいる世帯	就学者で国立の大学・高専・高校に在学している者 ※申請者本人を除く ・令和6年度授業料免除実施状況証明書（様式8）（兄弟姉妹等が本学在生学生の場合は不要） 就学者が上記以外に在学している者 ※申請者本人と中学生以下を除く ・学生証の写又は在学証明書（令和7年度の在学が確認できること）	在学する国立の大学・高専・高校 在学する学校

※療養費の支出、災害等の被害による特別控除額の認定に際しては、保険、損害賠償等による補填分を差し引きます。

(6) 家庭状況調書の書き方

1. 令和7年4月1日現在の家庭状況を記入してください。
2. 記入に際しては、黒のペン又はボールペンを使用し、正確かつ明瞭に記入してください。
3. 記入にあたり不明な点がある場合は、学生支援課奨学厚生係へ問い合わせてください。

「㊦家族住所」欄

- (1) 主たる家計支持者の住所を記入してください。ただし、主たる家計支持者が勤務の関係等で一時的に家族と別居している場合は、家族の住所を記入してください。
- (2) 本人現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。

「㊧家族状況」欄

- (1) 「世帯構成員」については、P6「(1) 全学生共通の注意点等」参照してください。
独立生計者は、自身についてのみの記載で結構です。私費外国人留学生は原則、独立生計者とみなしますが、日本にご家族がいる場合は、P6「(1) 全学生共通の注意点等」の規則に従って該当者の記載をお願いいたします。
- (2) 「年令」は、令和7年4月1日現在で記入してください。
- (3) 「現在の職業」は、国家公務員・地方公務員・教員・会社員・自営業・パート・アルバイト等を記入してください。なお、主婦・無職等もその旨記入し空欄にしないでください。
- (4) 「在職期間」は、現在の職業（勤務先）についてからの期間を記入してください。
- (5) 「勤務先名」は、〇〇商店・〇〇会社・〇〇市立〇〇小学校などのように記入してください。
なお、自営業等の事業主、会社の役員の場合は、〇〇商店経営、〇〇会社社長・代表取締役など記入してください。
- (6) 「就学者」とは、次に在学する者です。
小・中・高校、高専、大学（専攻科・大学院を含む。）、特別支援学校及び専修学校（高等・専門課程）
・上記以外の学校（予備校、各種学校、文部科学省が所管しない大学校及び専修学校の一般課程等）に在学する者は「就学者を除く家族」欄に記入してください。
・国・公・私立別を明記してください。
・令和6年度前・後期分の授業料免除の状況を記入してください。
- (7) 世帯構成員のうち扶養に入っているものの続柄の左に○をつけてください。

「㊨収入状況（年収）」欄

収入金額・所得金額の記入上の注意

- (1) 所得は、申請時現在少しでも収入のある者全員の、令和6年1月から令和6年12月までの1年間の収入金額を基にして記入してください。
※令和6年1月2日以降に就職・転職等をした場合は源泉徴収票や確定申告書の金額は適用されません。
- (2) 令和6年途中又は今年あらたに就職・転職（開業・転業等を含む）した者がいる場合は、現在の勤務先で証明された「年収入（見込）証明書」（様式4）に基づき、1年分の収入（見込）金額を記入してください。
- (3) 就学者でアルバイト収入がある場合は、現在の勤務先で証明された「年収入（見込）証明書」（様式4）に基づき、1年分の収入（見込）金額を記入してください。
- (4) 年金（各種共済年金・個人年金を含む）や恩給を受給している者がいる場合は、年金額改定通知書又は年金振込通知書等から算出した1年分の受給金額を記入してください。（所得証明書や確定申告書等に記載されていないものもすべて記入してください。）
- (5) 退職金、死亡保険金等の臨時所得は、令和6年10月以降に所得があれば記入してください。
- (6) 千円未満の端数は切り捨ててください。

《給与所得》

給与・賃金・賞与・役員報酬・専従者給与のほか、パート又はアルバイト収入・年金（老齢年金・遺族年金・障害者年金等を含む）・恩給・児童扶養手当・生活保護法による扶助料・傷病手当金・失業給付金・育児休業給付金も給与所得とします。

（１）「所得の種類」欄

ア. 各人の所得の種類を記入してください。

（例えば、父が給料を受給している場合は、父の欄に「給料」と記入する。）

イ. 同一人物で２種類以上の給与所得がある場合は、それらの所得の種類をすべて記入してください。

（例えば、年金と給料を両方受給している場合は、「年金・給料」と記入する。）

（２）「収入金額」欄

P17～19「（７）課税（所得）証明書・源泉徴収票・確定申告書・年金通知書の証明書類（例）」をご確認いただき、各人別に「収入金額」を記入してください。

ア. 収入金額とは、源泉徴収票でいう『支払金額』にあたります。（給与所得控除後の金額や支払額から源泉徴収税額を引いた金額ではありません。所得証明書の金額を記入しないように注意してください。）

イ. 年金については、公的年金等の源泉徴収票・年金振込通知書等の支払金額が収入金額にあたります。（税引き後の支払金額や雑所得金額ではありません。）

ウ. 専従者給与については、確定申告書第二表の「事業専従者に関する事項」の「専従者給与」欄の金額が収入金額にあたります。

エ. 申請時現在、失業給付金を受給中（受給予定を含む）の場合は、受給額（見込額を含む）を収入金額とします。〔基本手当×令和7年4月1日以降受給できる日数＝収入金額〕として記入してください。

（基本手当日額、給付日数は、雇用保険受給資格者証に記載されています。）

（３）「所得金額」欄

記入する必要はありません。

《給与所得以外》

給与所得で示した種類の収入以外は、すべて給与所得以外とします。

農業所得・林業所得・水産業所得・営業（商工業）所得・その他の事業所得（内職・著述業・保険外交員・開業医・弁護士・公認会計士・税理士・その他のサービス業等による所得）・不動産所得・利子所得・配当所得・親戚、知人、保証人からの援助金・臨時所得（退職金・保険金・資産譲渡・山林所得・その他）などが給与所得以外に該当します。

（１）「所得の種類」欄

ア. 各人の所得の種類を記入してください。（例えば、父に営業所得がある場合は、父の欄に「営業」と記入する。）

イ. 同一人物で２種類以上の給与所得以外の収入がある場合は、それらの所得の種類をすべて記入してください。

（２）「所得金額」欄

P17～19「（７）課税（所得）証明書・源泉徴収票・確定申告書・年金通知書の証明書類（例）」をご確認いただき、各人別に「所得金額」を記入してください。

「⑩本人状況」欄

(1)「給付型奨学金」欄

※日本学生支援機構等の貸与型奨学金は記入する必要はありません。(給付型奨学金は含みます。)

令和6年度に受給した給付型奨学金について、奨学会名と令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)の受給額を記入してください。

(2)(私費外国人留学生のみ)奨学金の受給状況

前年度に受給した奨学金又は今年度に受給する奨学金がある場合は、国際室で担当者の確認を受けてください。

(3)(私費外国人留学生のみ)家計状況

必ず記載してください。支出の計が収入の計を上回らないようにしてください。

「⑪特別控除」欄

必要事項及び金額を、申請時現在で次により記入してください。

(1)「母子・父子世帯」欄

- ア. 父又は母と18歳未満の子女(18歳以上の就学者も18歳未満の子女として扱う。以下同じ。)だけの世帯の場合
- イ. 父又は母と60歳以上の祖父母(祖父又は祖母のみの場合を含む。)及び18歳未満の子女の世帯であって、祖父母に経済力がなく父又は母が扶養している場合
※上記ア・イは父母の両方がない場合を含みます。その場合、配偶者のない兄弟が含まれても同様の扱いとします。

(2)「障害のある人がいる世帯」欄

この項目に該当する者(本人を含む。)は次のとおりです。

「有」の場合は、本人との続柄及び人数を記入してください。

- ア. 身体障害者福祉法第15条第4項の規定によって交付を受けた身体障害者手帳に身体障害があると記載された者又はこれに準ずる者
- イ. 公害疾病の認定を受けた者で、かつ、当該公害による身体上の障害がある者
- ウ. 原爆被爆者で、身体の機能に障害のある者
- エ. 心身喪失の状況にある者、若しくは知的障害と判定された者
- オ. 常に就床を要し複雑な介護を要する者

(3)「長期に療養を要する人がいる世帯」欄

この項目は、申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められた者がいる場合のみ、本人との続柄・病名及び療養にかかった金額を記入してください。金額は、申請時までの支出金額を基礎として1年間の療養期間に見合った支出を算出してください。

控除の対象となる費用は次のとおりですが、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補償される場合は、必ず保険会社等の支払証明書を添付してください。

また、医師等の診断書及びア～オの経費の最近6か月分の領収書等を必ず添付してください。

- ア. 医師又は歯科医師に対して支払う診療代又は治療代(文書料を除く。)
- イ. 病院又は診療所へ入院するため支出する費用(入院患者の食費を除く。)
- ウ. 按摩師・鍼灸師・柔道整復師などの治療を受けるために支出する費用
- エ. 看護人に対して支払う費用(看護人に対する賄い費を含む。)
- オ. 治療又は療養のため支出する医薬品代
- カ. 病院及び診療所へ通院するために支出する交通費(必要不可欠と認められるものに限る。)

(4)「主に家計を支えている者が別居している世帯」欄

この項目は、家計支持者が単身赴任等によって別居しているため特別に支出している金額で、原則として住居費及び光熱水費の実費に限ります。金額は、申請時までの支出金額を基礎として、1年間の住居費・光熱水費を算出してください。最近3か月分の住居費及び光熱水費の領収書等を必ず添付してください。

(5)「火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯」欄

この項目は、申請時の過去6か月以内に火災・風水害・盗難等の災害等を受けたために、将来支出が増大あるいは収入が減少して、長期にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合のみ、被害額を次により記入してください。また、災害を証明するもの（り災証明書等）及び被害額を証明するものを必ず添付し、損害保険等によって補償される部分については、保険会社の支払証明書も添付してください。

- ア. 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料及び家具の購入費及び修理費
- イ. 生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額
- ウ. 所得税の雑損控除を受ける場合は、その控除を受ける額

★ 源泉徴収票

- ・令和6年分の給与所得の源泉徴収票を提出してください。
- ・紛失した場合は、支払先に再発行依頼をし、期日までに提出できるようにしてください。
- ・年度途中で就職・転職があった場合は、この様式では不可です。「年収見込証明書」をご提出ください。

令和×年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 柏原市旭ヶ丘 ×-×-×	(受給者番号)		
		(役職名)		
		氏名(フリガナ)	キョウイ 如	
		名	教育 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
給与・賞与	5870000	4154400	2089185	111200
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)
有 無	老人 特別 老人 その他	人 従人 内 人 従人 人 従人	人 内 人	人 内 人
○	0	0 1 2	0 0	0 0
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
(概要)				
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	国民年金保険料の金額
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除額(円)	住宅借入金等特別控除区分(円)	住宅借入金等特別控除区分(円)	住宅借入金等特別控除区分(円)
控除対象配偶者	氏名(フリガナ) 教育 花子	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額
控除対象扶養親族	1. 氏名(フリガナ) 教育 一郎	区分	1. 氏名	区分
	2. 氏名(フリガナ) 教育 二郎	区分	2. 氏名	区分
	3. 氏名(フリガナ) 教育 キヨ	区分	3. 氏名	区分
	4. 氏名(フリガナ)	区分	4. 氏名	区分
未成年者	本人が障害者	基礎年金	中途退社・退職	受給者
○	○	○	○	○
支払者	住所(居所)又は所在地 奈良県香芝市 ×-×	氏名又は名称 (株)大阪商店	(電話) ×××-×××-××××	

- 令和6年1月1日以前から勤務している場合は、家庭状況調書「⑨収入状況(年収)」の「給与所得等」の「収入金額」欄に、この金額を記入してください。
- 令和6年1月2日以降に就職・転職した場合は「年収見込証明書」の年間収入(見込)額を記入し、源泉徴収票の金額ではないことに注意してください。

就職に「○」が入っている場合は不可！！

令和6年1月2日以降に就職・転職した場合、この部分に就職日が記載されます。この場合は、「年収見込証明書」の年間収入(見込)額の提出が必要です。源泉徴収票の金額では1年間の収入額の証明となりません。

★ 年金額改定通知書・年金振込通知書

- 最新（令和6年6月1日以降発行分）の証明書を提出してください。
- 紛失した場合は、年金事務所などで再発行依頼をし、期日までに提出できるようにしてください。
- 個人年金等も書類の提出が必要です。最新版で1年の支給額がわかるものをご提出ください。

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

年金額改定通知書について (令和6年4月からの年金額)

●年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和6年度の年金額は、前年度から2.7%の増額改定となります。

●厚生年金基金から代行部分の年金額を支給している方の年金額は、この通知書の「年金額」に含まれていません。

●国民年金（基礎年金）の「特例」欄の金額に「※」の表示がある場合は、特例により、平成29年度から国民年金記録の第3号被保険者期間を第1号被保険者期間へ訂正したことにより、平成30年度から年金額が減額されたため、特例的に訂正前の年金額の9割を保険額としております。この場合、賃金や物価の変動に応じて改定は行われません。

年金事務 厚生労働大臣

年金振込通知書

年金の形態・種類

年金支払額

注意

●年金は、各月のほか支所、振替口座振替等がされます（ゆうちょ銀行を除く）。

●令和7年4月までの給付がない方は、年金振込の支所が予定されている方です。

●3月までの給付の滞りや振込料等の改定は、6月よりしるしを付して記載しています。決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。詳細は、市区町村にお問い合わせください。

●4月からの給付額は、令和6年度の給付額を記載しています。詳細は、市区町村にお問い合わせください。

年金事務 厚生労働省年金局事業企画課

「年金額改定通知書」の場合は、この金額を家庭状況調査「⑨収入状況（年収）」の「給与所得以外」の「収入金額」欄に記入する。

「年金通知書」の場合は、この金額の6回分の振込額合計額を家庭状況調査「⑨収入状況（年収）」の「給与所得以外」の「収入金額」欄に記入する。

以下の書類でも可です。 ※最新の書類ものであること

- 年金支払通知書
- 年金額改定通知書・年金支払通知書
- 年金証書（令和6年6月以降発行分）
- 年金決定通知書・支給額変更通知書

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者

区分

所得税法第200条の3第1号・第4号適用分

所得税法第200条の3第2号・第5号適用分

所得税法第200条の3第3号・第6号適用分

所得税法第200条の3第7号適用分

本人

特別徴収対象配偶者

控除対象扶養親族

16歳未満の扶養親族

支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官警支出官 厚生労働省年金局 事業企画課

この書類は不可です！！
※年度途中での支給開始や金額変更がわからないため

5. 書類提出から申請結果通知までの注意点

- 授業料免除申請者（申請書類を受理された者）については、免除許可の可否を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予しますので口座から授業料が引き落とされることはありません。
- 申請受付の際、提出された授業料免除申請書類に不足や不備があった場合、大教 Gmail でご連絡いたしますので、期日までに不足書類と一緒に提出してください。再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。

6. 結果通知時期と授業料納入時期

○結果通知の時期

5月下旬に本人宛に大教 Gmail にて連絡予定。

迷惑メールを拒否する設定をしている方は syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp からは受け付けるように設定してください。

○納入時期

※詳細は、結果通知とともに送付される「授業料納入のお知らせ」を確認すること

	納入時期	支払方法
徴収猶予許可者	7月下旬予定	学費納入口座より引き落とし
徴収猶予不許可者及び 徴収猶予に申請のない者	6月下旬予定	学費納入口座より引き落とし